

中標津町強靱化計画



令和2年6月

令和4年6月改訂

(令和7年3月計画期間延長)

中 標 津 町

【目 次】

第 1 章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第 2 章	中標津町強靱化の基本的考え方	
1	中標津町強靱化の目標	3
2	本計画の対象とするリスク	4
第 3 章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第 4 章	中標津町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	22
2	施策推進の指標となる目標値の設定	22
3	推進事業の設定	22
	【中標津町強靱化のための施策プログラム一覧】	23
第 5 章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	41
2	計画の推進方法	41
3	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	42

【別表】中標津町強靱化のための推進事業一覧	44
【資料】「中標津町強靱化計画」用語解説（第4章関係）	46

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、中標津町においても、太平洋沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年（平成25年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年（平成26年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年（平成27年）3月に策定するなど、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

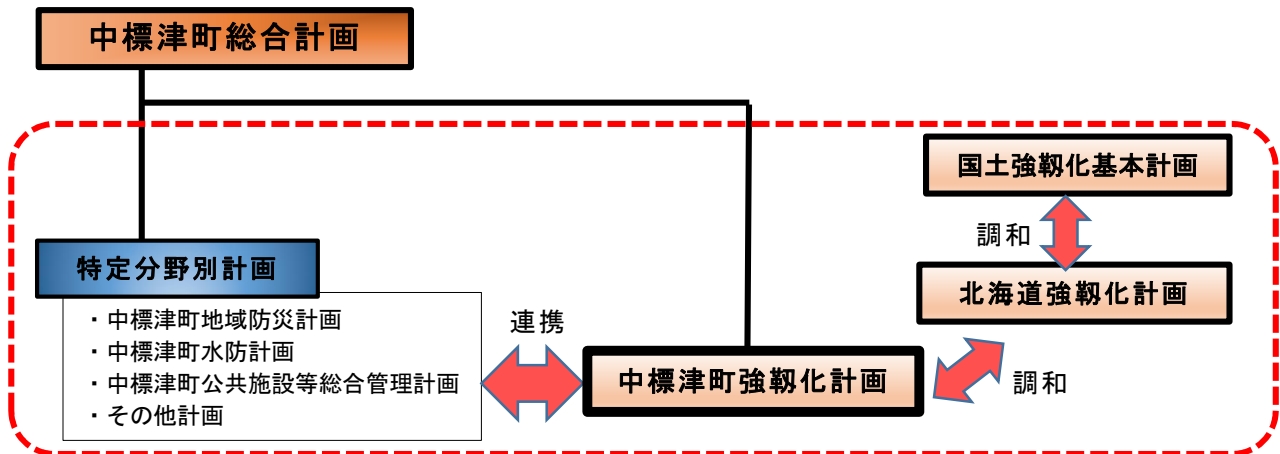
この間、中標津町においても、地震や豪雨、暴風雪などの自然災害の教訓を踏まえ、「中標津町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、中標津町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者及び町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、中標津町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中標津町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとする中標津町の分野別計画の国土強靱化に関する指針であるとともに、国、北海道、他市町村及び民間事業者等による取組を含め、中標津町における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針として位置付ける。



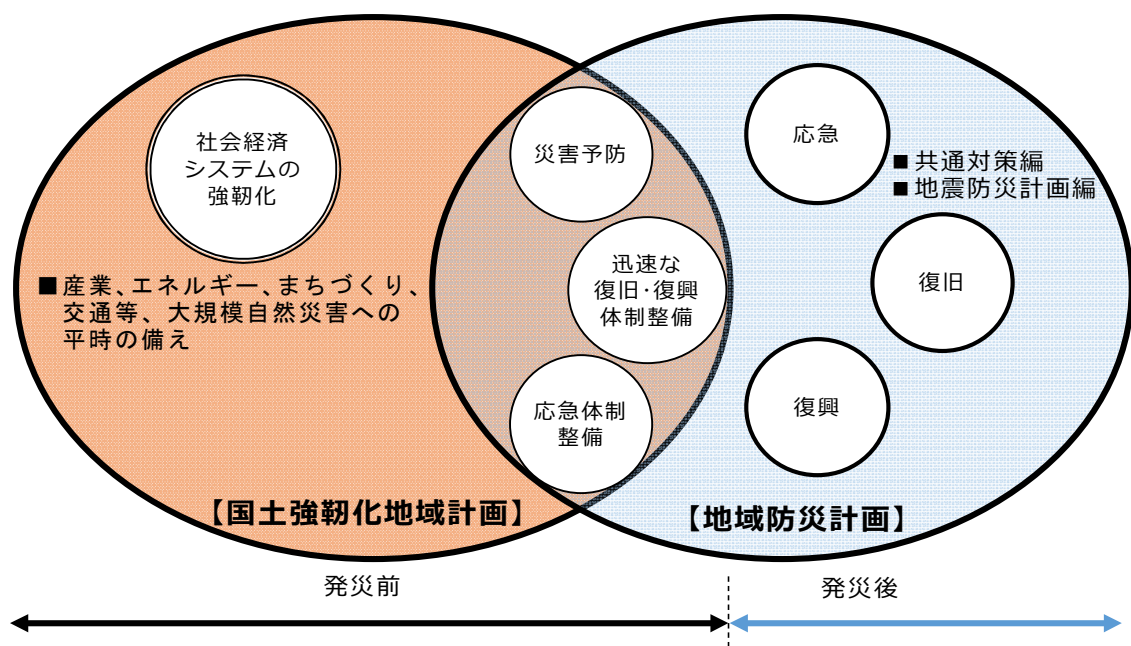
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組としてまとめるもの

地域防災計画

地震や風水害、雪害などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの



第2章 中標津町強靱化の基本的考え方

1 中標津町強靱化の目標

中標津町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

中標津町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、他市町村及び民間事業者等が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを中標津町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

中標津町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 中標津町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 本計画の対象とするリスク

中標津町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が、首都直下地震や南海トラフ地震など、一たび、大規模な自然災害が発生すれば、広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、「町民の生命・財産を守り、中標津町の重要な社会経済機能を維持する」という観点から、中標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象とする。

過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 中標津町における主な自然災害リスク

(1) 地震

○ 太平洋沖における海溝型地震

- ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内に M8.8 程度以上の地震発生確率は、7～40%とされ、17 世紀の発生から 400 年程度が経過しており、切迫している可能性が高い（H30 地震調査研究推進本部長期評価）
- ・根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（同上）

○ 内陸型地震

- ・標津断層帯の発生確率・・・M7.7 程度以上、地震発生確率は不明（すぐに地震が起こることが否定できない）
（H17 標津断層の評価、2018 年全国地震動予測地図）

○ 過去の被害状況

- ・北海道東方沖地震（平成 6 年）・・・・ M8.2、震度 5（最大震度 6）
重軽傷者 117 人
住家被害 3,499 棟 など
被害総額 95.0 億円
- ・北海道胆振東部地震（平成 30 年）・・・ M6.7、震度 2（最大震度 7）
停電 最長約 43 時間
農業被害 1.5 億円 など
被害総額 1.8 億円

(2) 火山噴火

- 本町に活火山はないが、大規模火山噴火による降灰被害が想定される
 - ・摩周岳（カムイヌプリ、標高 858m）

(3) 豪雨／暴風雨

- これまでも、前線性降雨や台風による浸水被害等が発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害の発生も想定される
- 春先は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生
- 過去の被害状況
 - ・ 昭和 35 年 3 月の融雪災害 …… 標津川が氾濫し、学校の孤立、橋梁流出
住家被害 床上浸水 42 棟、床下浸水 200 棟
死者 3 名
 - ・ 平成 10 年 9 月の台風 5 号 …… 住家被害 床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟
農業被害 畑 79ha など
被害総額 1.5 億円
 - ・ 平成 18 年 10 月の低気圧 …… 住家被害 一部破損 25 戸
(暴風雨) 農業被害 畑 96.8ha、施設 39 箇所 など
被害総額 1.2 億円

(4) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である本町では、大雪や雪崩、吹雪により交通障害や建造物の倒壊、農業被害、人的被害が発生
- 平成 25 年には、道東を中心とした暴風雪により、5 名の死者が発生

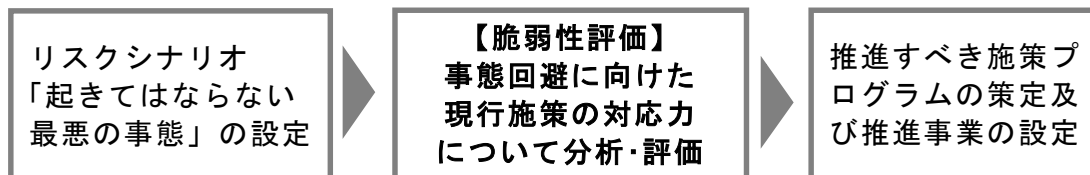
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

中標津町としても、本計画に掲げる中標津町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、中標津町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など中標津町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、中標津町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人 命 の 保 護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、81.6% (H30) と全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え住宅についても、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化を進める必要がある。
- 公立の学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。
- 観光施設や文化財（建築物）について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「中津津町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。また、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を促進する必要がある。
- 公営住宅については、29% (R1) が既に耐用年数を経過しており、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 民間建築物については、老朽化や空き家の増加が見込まれることから、倒壊等による被害防止のために、国の支援制度を活用するなどし、老朽化対策や空き家対策を促進する必要がある。

(避難所等の指定・整備)

- 想定される避難者数を見込んだ指定避難所を設定しているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の避難所等として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め、地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所については、指定済みであるものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。また、福祉避難所の要配慮者及び家族介護者の安心とプライバシーの確保ができる設備・備品等を整備するとともに、避難者のケア、介護者の介護負担の低減及びストレスケア等を図るための専門職による支援体制の整備をする必要がある。
- 避難所の運営にあつては、避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築を進める必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道、他市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 大規模盛土による被害を軽減するため、大規模盛土造成地における変動予測調査を行い住民へ情報提供するなど、宅地造成に伴う災害防止の取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅の耐震化率 81.6% (H30)
- ・公共建築物の耐震化率 77.3% (H30)
- ・耐用年数超過した公営住宅の割合 29% (R1)
- ・空き家対策計画の策定 未策定 (R1)
- ・緊急指定避難場所及び指定避難所の指定数 31箇所 (R1)
- ・指定避難所の耐震化率 64.5% (H30)
- ・福祉避難所の指定状況 指定済 (H24年)
- ・町道の舗装率 59.8% (H30)
- ・消火栓の設置数 227基 (R1)
- ・防火水槽の設置数 73基 (R1)
- ・大規模盛土造成地マップ 公表済 (R1)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 本町に活火山はないが、火山噴火の降灰による山林、農作物等への被害及び大気汚染が想定されることから、火山災害を防止・軽減するため、住民等への周知体制を整備する必要がある。
- 北海道の土砂災害警戒区域の指定状況は、約 1 万 2 千の危険箇所に対し、指定が約 6 千 5 百箇所と、全国（約 66 万 8 千箇所に対し、約 58 万 9 千箇所が指定済）と比べて遅れている状況にある。本町でも急傾斜地崩壊危険箇所が 2 箇所、土石流危険渓流が 5 箇所あるが、土砂災害警戒区域の指定は 0 箇所となっていることから、北海道による区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、ハザードマップ見直しや住民等への周知など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域の指定数 0 箇所（H30）
- ・土砂災害ハザードマップの作成状況 策定済（H20）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 近年、現在の想定を超える浸水被害が多発していることから、平成 27 年の水防法改正に伴う北海道の新たな洪水浸水想定区域図の公表に基づき、本町においても標津川、タワラマップ川、ますみ川の洪水浸水を想定した洪水ハザードマップを作成済みであり、今後、ハザードマップの普及及び防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水ハザードマップについて、作成及び防災訓練の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 北海道及び町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策を行ってきたが、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管等の河川管理施設については、長寿命化対策の推進を図るなど、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- 局地的豪雨による道路冠水や浸水などの被害を防ぐため、計画的に雨水管整備や下水終末処理場の耐水化を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 策定済（H31 年 3 月）
- ・雨水管整備 163ha（H30）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪による通行規制や復旧見込みの情報など、国、北海道、市町村が連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。
- 暴風雪時において優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、北海道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 防雪柵の整備（計画 4.3km） 3.5km（R1）
- ・ 除排雪機械保有台数 8 台（R1）
- ・ 機械格納庫保有棟数 2 棟（R1）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪・低温など本町の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。また、厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ ストープの備蓄状況 51 台（R1）
- ・ 非常用発電機の備蓄状況 25 台（R1）
- ・ トイレの備蓄状況 36 セット（R1）

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、北海道においては「地域防災情報共有推進会議」、「北海道大規模災害対応連絡会」などにより、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後とも被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、北海道や関係機関と防災情報を共有しているが、一層の効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道や関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 町内の自主防災組織の組織率は25.6%であり、全国（8割弱）と比べると低い水準にあることから、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を推進する必要がある。
- 地域防災力の向上に向け、北海道地域防災マスター・中標津町地域防災リーダー制度の活用による地域防災リーダーの養成を推進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 国のガイドライン改正に対応した避難勧告等の発令基準を策定しており、一層の住民周知を図る必要がある。また、必要に応じて発令基準の見直しを行う必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線などの整備を促進するとともに、町の防災メールや北海道防災情報システムをアラート（災害情報共有システム）と連動させた運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えるなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、多様なメディアによる災害情報配信のほか、災害情報の提供に有効な地域のコミュニティFM局との連携強化など情報発信の強化を進める必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供など、北海道や関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する高齢者、障がい者等の要配慮者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿を作成しており、災害時に町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など本町の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、防災出前講座や避難所運営ゲーム（Do はぐ）を活用した取組などを行っているが、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・ 災害通信訓練（防災訓練）の実施回数 年 14 回（R1）	・ コミュニティFM局との災害放送に関する協定 締結済（H22）
・ 衛星携帯電話の整備状況 3 台（R1）	・ 防災出前講座実施回数 14 回（H30）
・ 自主防災組織の組織化率 25.6%（R1）	・ 防災セミナー開催 1 回（H30）
・ 自主防災組織人口カバー率 66.0%（R1）	・ 一日防災学校の実施 1 校（R1）
・ 町内会加入率 41.2%（R1）	・ 防災行政無線のデジタル化 移動系整備済（H29）
・ 地域防災マスターの状況 26 名（R1）	・ 防災メール登録者数 2,255 人（H30）
・ 中標津町地域防災リーダーの状況 34 名（R1）	
・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の 策定状況（水害、土砂災害） 策定済（H29）	

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」による、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 20件（R1）
- ・ 備蓄状況 食糧 6,800食分、飲料水 15,312リットル（R1）
- ・ 備蓄倉庫整備状況 7棟（R1）
- ・ 防災拠点における資材備蓄率 80.0%（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 防災関係機関で構成する「中標津町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域消防応援などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 近年、頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、道内の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた北海道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、道内の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(消防活動に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 根室北部消防事務組合における消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 緊急消防援助隊登録 水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車Ⅱ型、高規格救急自動車の4台（R1）
- ・ 消防救急無線のデジタル化 整備済み（H27）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（保健予防機能等の充実）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、避難所等における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。
- 平時からの定期的な予防接種の実施や健康相談、健康づくりなどにより、災害に負けない健康な体づくりを推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

（DMAT、保健医療支援チームによる保健医療支援）

- 災害時の医療確保のため、DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化に向け、関係機関との連携の下、実災害を想定した DMAT 訓練を定期的実施する必要がある。

（災害時拠点病院の機能強化）

- 町立中標津病院は、耐震性があるが、今後も施設の適切な維持管理により、災害拠点病院の機能を維持する必要がある。また、災害拠点病院の指定要件に対応した備蓄燃料や水の確保が必要である。
- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を進める必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 北海道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、71 法人、130 施設にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 予防接種実施率（麻疹・風疹ワクチン） 97%（H30）
- ・ 町民の特定健診受診率 29.6%（H30）
- ・ 段ボールベッド備蓄数 100 個（R1）
- ・ 北海道 DMAT の指定（H26）
- ・ 地域災害拠点病院指定（H23）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、中標津町地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、市町村における消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。

(IT 部門における業務継続体制の整備)

- ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進する必要がある。

(町外の自治体との応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る必要があることから、災害時相互応援受援体制に関する計画の作成を促進する必要がある。
- 大規模災害が発生した際の応援職員の派遣に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 120 人 (R1)
- ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定 策定済 (H26)
- ・ 業務継続計画の策定 未策定 (R1)
- ・ ICT-BCP の策定 未策定 (R1)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は既存エネルギーの代替エネルギーとして必要不可欠であることから、本町においても太陽光発電などの自然エネルギーやバイオマス発電などのリサイクルエネルギーの導入に向け、総合的な再生可能エネルギーの調査、研究の推進が必要である。

(電力基盤の整備)

- 道内の電力の安定供給に向け、公共施設の省エネルギー対策を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 燃料供給に係る協定 締結済（H25）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、国内の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 酪農業における停電対策について、町内2農協において発電機等の導入、整備が進められており、農家の約7割（R1推計）が整備済みであるが、今後も導入整備を促進する必要がある。また、断水時における乳牛等に対する応急給水体制については、明確な規定がなく、今後、関係機関と対応マニュアルなどの作成に向けた検討が必要である。

(農業の体質強化)

- 全国的に酪農家の離農が進む中、本町においても同様であり、新規就農者、担い手不足は、大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(地場産食料品の販路拡大)

- 大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(災害時における生鮮食料品の供給体制の確保)

- 道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」の参画者による相互応援協定の締結が進み、災害時の生鮮食料品の安定供給に向けた連携体制が整備されつつある。今後は、民設の卸売市場などの参画拡大も含めネットワークの拡充・強化に向けた取組等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 生乳生産量 187,258t（H30）
- ・ 生産農業所得（1戸あたり） 24,846千円（H30）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場及び配水管路などの水道施設の耐震化や老朽化対策等について、中標津町水道ビジョンにより計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送配水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（上下水道 BCP の策定等）

- 水道・下水道とも重要なライフラインであることから、上下水道 BCP 計画の策定及び見直しにより、事業を継続するための機能強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能を確保するため、下水道施設の地震対策について、着実な整備が求められる。また、施設のストックマネジメント計画により、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から、環境負荷が少なく災害にも強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道管路耐震適合率 25% (H30)
- ・ 浄水施設の耐震化率 100% (H30)
- ・ 上水道配水池の耐震化率 41.1% (H30)
- ・ 加圧式給水車整備状況 1 台 (R1)
- ・ 上下水道 BCP 計画の策定 整備済 (上水道 H29、下水道 H28)
- ・ 管路施設耐震化率 25% (H30)
- ・ 処理施設耐震化率 35% (H30)
- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画の策定 策定済 (H30)
- ・ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率 92% (R1)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、本町は、標津川を挟み北と南に市街地が展開されており、大地震等により橋梁が不通になると、社会機能等が分断されるリスクが想定されることなどから、橋梁の耐震化についても、災害時の救急救援活動などに必要となる緊急輸送道路や避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（空港の機能強化）

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を中標津空港が担うためには、空港の機能向上に向けた施設整備などを推進する必要がある。また、大災害に備えた空港の耐震化、老朽化対策などは、一層の計画的な整備の促進が求められる。
- 近年、訪日外国人来道者が増加しており、中標津空港に国際便が運航される際には、C I Q体制の整備など、受入体制の充実・強化が求められる。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 地域にとって人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、関係機関と連携のもと、航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定 策定済（R1改訂）
- ・ 中標津空港搭乗者数 196,722人（H30）
- ・ 中標津空港搭乗率 66.74%（H30）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災以降、企業においては事業継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、北海道とも連携しながら、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化)

- 中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。
- 小規模事業者の事業継続力を強化するため、商工会と町が共同で作成することができる「事業継続力強化支援計画」について、検討する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、国、北海道、各業種関係団体と連携し、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する道内の森林被害による国土の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地保全機能を有する格子状防風林に代表される保安林や、農地からの土砂などの流入や崩壊を防止する河畔林について、整備を推進する必要がある。
- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 無立木地面積（町有林＋私有林） 283.41ha（H30）
- ・ J-クレジット販売量 72 CO2/t（H30）
- ・ エゾシカ有害駆除頭数 723頭（H30）
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 2組織（R1）

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となり、本町においては調査が完了しているが、今後も適切に管理する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 未策定 (R1)
- ・ 地籍調査進捗率 100% (H30)
- ・ 被災宅地危険度判定士数 2人 (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、北海道、市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 町内の集落について、人口減少と高齢化に伴い、今後、生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じることも想定されることから、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 建設業協会との協定締結 (H18)
- ・ 技術講習会の回数 1回/年 (H30)
- ・ 地方公共団体相互の応援協定の締結 (H20)
- ・ 根室管内5市町防災基本協定締結 (H25)

第4章 中標津町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、中標津町における強靱化施策の取組方針を示す「中標津町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、他市町村及び民間事業者等それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町及び民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策推進に必要な各事業のうち、中標津町が主体となって実施する事業を推進事業として別表に示す。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【中標津町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町（市町村）、民間の4区分）を末尾に[]書きで記載
- ・ 関連する施策を一括りにした「施策項目」を（ ）書きで記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「中標津町耐震改修促進計画*」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。〔道、町、民間〕
- 公立の学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、「中標津町公共施設等総合管理計画*」や各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。〔国、道、町、民間〕

（避難所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定避難所等について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うと

ともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。〔道、町〕

- 福祉避難所*について、高齢者、障がい者等の要配慮者及び家族介護者の安全・安心とプライバシーの確保を図るための機能整備を促進するとともに、避難者のケア、介護者の介護負担の低減及びストレスケア等を図るための専門職による支援体制の整備を進める。また、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。〔道、町、民間〕
- 災害時の避難所等として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。〔国、道、町〕

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

（地盤等の情報共有）

- 大規模盛土造成地における変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。〔国、道、町〕

（防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。〔国、道、町〕

《指 標》

住宅の耐震化率	81.6% (H30)	⇒	95% (R6)
公共建築物の耐震化率	76.2% (R1)	⇒	100% (R6)
公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率			100% (R2.4月) ⇒ 維持 (R6)
耐用年数超過した公営住宅の割合	29% (R1)	⇒	24% (R6)
空き家対策計画の策定	未策定 (R1)	⇒	策定 (R4)
福祉避難所の指定状況	1施設 (R1)	⇒	必要に応じて追加指定 (R6)
町道の舗装率	60.1% (R1)	⇒	61.2% (R6)
大規模盛土造成地変動調査の状況			マップの公表 (R1) ⇒ 第2次スクリーニング計画作成 (R2)

1－2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）

- 火山噴火の降灰による住民等の生活や健康への被害等を防止・軽減するため、住民等への周知など警戒避難体制の整備を進める。〔国、道、町〕
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、警戒区域については、ハザードマップ見直しや住民等への周知など警戒避難体制の整備を進める。〔国、道、町〕

《指 標》

土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査の実施率

100%（R1）⇒ 維持（R6）

土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（H20）⇒ 状況に応じて見直し（R6）

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップの普及及び防災訓練の実施を促進する。〔道、町〕
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じてハザードマップの作成を検討する。〔道、町〕

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。〔道、町〕
- 樋門・樋管等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。〔道、町〕
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備や下水終末処理場の耐水化を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

洪水ハザードマップの作成状況 作成済（H30）⇒ 状況に応じて見直し（R6）

内水ハザードマップの作成状況 未作成（R1）⇒ 作成（R6）

洪水予報河川及び水位周知河川における水害対応タイムライン*の作成状況
未作成（R1）⇒ 作成（R6）

雨水管整備 163ha (R1) ⇒ 170ha (R6)

1－4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。〔国、道、町〕
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵などの対策を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。〔国、道、町〕

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。〔国、道、町〕
- 民間委託車両の老朽化が激しく修理が困難であるため、将来に向けて安定的な除雪体制の確保が図られるよう、中標津町除雪機械町有化計画により除雪機械の計画的な更新、増強を図る。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

防雪柵の整備（計画 4.3km）	3.5km (R1)	⇒	4.3km (R6)
除排雪機械保有台数	8 台 (R1)	⇒	22 台 (R6)
			11 台 (R2)
			13 台 (R3)
			16 台 (R4)
			19 台 (R5)
機械格納庫保有棟数	2 棟 (R1)	⇒	4 棟 (R6)
			2 棟 (R2)
			3 棟 (R3)
			3 棟 (R4)
			4 棟 (R5)

1－5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。〔道、町〕
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。〔道、町〕

《指 標》

備蓄状況	ストーブ	51 台 (R1)	⇒	維持 (R6)
	発電機	25 台 (R1)	⇒	維持 (R6)
	携帯トイレ	36 セット (R1)	⇒	68 セット (R6)

1－6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。〔国、道、町、民間〕
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。〔国、道、町〕
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。〔道、町〕

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について、一層の住民周知を図る。また、必要に応じて発令基準の見直しを行う。〔道、町〕
- 住民等への災害情報伝達手段の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線 LAN*機能の整備、北海道防災情報システムとアラート*（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 災害情報の提供に有効な地域コミュニティ FM局との連携を促進する。〔道、町、民間〕
- 国民保護法に基づく安否情報システム*の有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。〔国、道、町〕

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記*を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。〔国、道、町〕

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、避難所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 北海道地域防災マスター制度や中標津町地域防災リーダー制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。〔道、町、民間〕
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPO*などのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。〔道、町、民間〕
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。〔道、町〕

《指 標》

自主防災組織活動カバー率	66.0% (R1) ⇒ 全国平均値 (R6)
	* H31.4月の全国平均値 84.1%
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（水害・土砂災害）	
	策定済（H30）⇒ 状況に応じて見直し（R6）
災害通信訓練（防災訓練）の実施回数	年 14 回（R1）⇒ 維持（R6）
中標津町地域防災リーダーの状況	34 人（R1）⇒ 50 人（R6）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。〔道、市町村、民間〕
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間において、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。〔道、市町村、民間〕
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。〔道、町、民間〕

（非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、14の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。〔道、市町村〕
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。〔道、町〕
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、北海道及び町による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。〔道、町、民間〕
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。〔町〕

《指 標》

備蓄状況	食糧	6,800 食分 (R1) ⇒ 31,800 食分 (R6)
	飲料水	15,312 リットル (R1) ⇒ 31,800 リットル (R6)
備蓄倉庫整備状況		7 棟 (R1) ⇒ 9 棟 (R6)
防災拠点における資材備蓄率		80% (R1) ⇒ 100% (R6)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 防災関係機関で構成する中標津町防災会議を中心とした地域防災計画の推進や各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。〔国、道、町、民間〕
- 緊急消防援助隊や広域消防応援など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。〔国、道、市町村〕

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される道内の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取組を推進する。〔国、道、町〕

（消防活動に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線のデジタル化など情報基盤の整備を推進するとともに、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、町〕

《指 標》

緊急消防援助隊登録状況

水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車Ⅱ型、高規格救急自動車の4台（R1）⇒ 状況に応じて見直し（R6）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

（保健予防機能の充実）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、避難所等における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。〔国、道、町〕
- 平時からの定期的な予防接種の実施や健康相談、健康づくりなどにより、災害に負けない健康な体づくりを推進する。〔国、道、町〕

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所におけ

る良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。〔道、町、民間〕

- 避難所の運営体制については、北海道版避難所マニュアルの改正（令和２年５月）に伴う、新型コロナウイルスを含む「感染症対策」の整備を推進する。〔道、町、民間〕

（被災時の医療支援体制の強化）

- DMAT*（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。〔国、道、町、民間〕
- 災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保など指定要件への対応や施設の適切な維持管理を促進する。また、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。〔国、道、町、民間〕

（災害時における福祉的支援）

- 社会福祉施設等と北海道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム*」について、協定締結法人数の拡充など福祉的対応に係る人的支援を強化する。〔道、町、民間〕
- 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム*を組成する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。〔道、町、民間〕
- 施設関係団体と北海道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実に努める。〔道、町、民間〕

《指 標》

予防接種実施率（麻疹・風疹ワクチン）	98%（R1）⇒ 99%（R6）
町民の特定健診受診率	29.6%（H30）⇒ 全道平均以上（R6）
段ボールベッド備蓄数	100個（R1）⇒ 維持（R6）
北海道 DMAT の指定	指定済（H26）⇒ 維持（R6）

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。〔町〕
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）*の作成、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防本部等、行政施設の耐震化や改修を推進する。〔国、道、町〕
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設においては、非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。〔国、道、町〕

（行政の業務継続体制の整備）

- 業務全体を対象にした町の業務継続計画の整備を促進し、災害時における町の業務の継続体制を確保する。〔町〕
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、町のICT*部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定などの取組を促進する。〔町〕

（広域応援・受援体制の整備）

- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。〔道、市町村〕

《指 標》

消防団員数 120人（R1）⇒ 130人（R6）

消防団活動・安全マニュアルの策定状況 策定済（H26）⇒状況に応じて見直し（R6）

業務継続計画の策定状況 未策定（R1）⇒ 策定（R6）

ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定状況 未策定（R1）⇒ 策定（R6）

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 太陽光発電などの自然エネルギーやバイオマス*発電などのリサイクルエネルギーの導入に向け、総合的な再生可能エネルギーの調査、研究を推進する。〔国、道、町、民間〕

（電力基盤等の整備）

- 道内の電力の安定供給に向け、公共施設の省エネルギー対策を推進する。〔町〕

（石油燃料供給の確保）

- 石油供給関連事業者と町の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。〔町、民間〕

《指 標》

4－2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、町〕
- 本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、A I*、I o T*の活用など持続的な農業経営に資する取組を推進する。〔国、道、町〕
- 酪農業における停電対策として、関係機関との連携のもと、発電機等の導入を促進する。また、断水時における乳牛等に対する応急給水体制について、関係機関と対応マニュアルなどの作成に向けた検討を進める。〔国、道、町、民間〕

（地場産食料品の販路拡大）

- 大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。〔国、道、町、民間〕

（生鮮食料品の流通体制の確保）

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化する。〔道、町、民間〕

《指 標》

生乳生産量 194,676t (R1) ⇒ 224,000t (R3)

生産農業所得（1戸あたり） 25,707 千円 (R1) ⇒ 27,083 千円 (R3)

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場及び配水管路などの水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。〔国、道、町〕

（下水道施設等の防災対策）

- 下水道施設等の耐震化、施設のストックマネジメント*計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、町〕
- 単独浄化槽から、環境負荷が少なく災害にも強い合併処理浄化槽*への転換を促進する。〔国、道、町〕

（上下水道BCPの策定等）

- 上下水道BCP計画の見直しを進め、事業を継続するための機能強化を図る。〔国、道、町〕

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率	25% (R1) ⇒ 27% (R6)
上水道配水池の耐震化率	41% (R1) ⇒ 80% (R6)
下水道管路施設耐震化率	25% (R1) ⇒ 27% (R6)
下水道処理施設耐震化率	35% (R1) ⇒ 50% (R6)
下水道施設のストックマネジメント計画の策定状況	
策定済 (H30) ⇒ 第2期ストックマネジメント計画策定 (R5)	
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	92% (R1) ⇒ 95% (R6)
上水道BCPの策定状況	策定済 (H29) ⇒ 状況に応じて見直し (R6)
下水道BCPの策定状況	
策定済 (H28) ⇒ 国の策定マニュアルの改定に対応した見直し (R6)	

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。〔国、道、市町村〕

（道路施設の防災対策等）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。〔国、道、町〕

（空港の機能強化）

- 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、中標津空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q *体制の充実など、ハード・ソフト両面から空港の機能強化に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 道内7空港一括民間委託に係る空港運営事業者や関係機関との連携のもと、中標津空港における道内、国内路線等の維持確保に向けた取組を推進する。〔道、町、民間〕

《指 標》

道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況

策定済（R1年改訂）⇒ 状況に応じて見直し（R6）

中標津空港搭乗者数 195,266人（R1）⇒ 20万人（R6）

中標津空港搭乗率 65.98%（R1）⇒ 69%（R6）

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン*の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、国や北海道との連携のもと、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点等の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。〔国、道、町、民間〕

（企業の事業継続体制の強化）

- 大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における事業継続計画（BCP）*の策定を促進する。また、商工会と町が共同で策定することができる「事業継続力強化支援計画」の策定について検討する。〔国、道、町、民間〕

（町内企業等への支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への支援や、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援について検討する。〔道、町〕

《指 標》

5-2 物流機能等の大幅な低下

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、国、北海道及び各業種関係団体と連携し、流通業務施設などの流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。〔国、道、町、民間〕
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。〔国、道、町、民間〕

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。〔国、道、町〕
- 農地保全機能を有する格子状防風林に代表される保安林や、農地からの土砂などの流入や崩壊を防止する河畔林について、整備を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

無立木地面積（町有林＋私有林） 283.41ha（H30）⇒ 273.4ha（R6）

J-クレジット*販売量 84 CO2/t（R1）⇒ 100 CO2/t（R6）

エゾシカ有害駆除頭数 731頭（R1）⇒ 800頭（R3）

農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
2組織（R1）⇒ 維持（R6）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画*の策定を進めるなど、災害廃棄物処理体制を整備する。〔国、道、町〕

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査については本町では完了しており、今後も適切な管理を行う。〔国、道、町〕

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国や北海道などとの連携のもと、研修等を通じた職員の能力向上など体制の充実を図る。〔国、道、町〕

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（R1）⇒ 策定（R6）

地籍調査進捗率 100%（H30）⇒ 維持（R6）

被災宅地危険度判定士数 2人（R1）⇒ 3人（R6）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。〔道、町、民間〕
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。〔国、道、町、民間〕

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、北海道及び他市町村との行政職員の応援・受援体制を強化する。〔国、道、市町村〕

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 町内の集落について、人口減少と高齢化に伴い、今後、生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じることも想定されることから、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策について検討する。〔国、道、町〕

《指 標》

技術講習会の回数 1回/年（R1）⇒ 維持（R6）

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

（変更後）計画期間を令和7年度までとする

また、本計画は、中標津町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 P D C Aサイクル^(※1)による計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、中標津町強靱化の継続的な改善・向上を図っていく。

3 持続可能な開発目標（SDGs）^{（※2）}の達成に向けた施策の推進

SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取組について、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年（平成28年）12月策定）の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」として示している。また、北海道では「北海道SDGs推進ビジョン」（2018年（平成30年）12月策定）の5つの優先課題のうち、「I あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」の「iv 災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び「V 持続可能で個性あふれる地域づくり」の「iv 社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進」として示すとともに、「北海道強靱化計画」（2020年（令和2年）3月改定）の「VI計画の推進管理」においても「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進」として位置付け、目標達成に向け、各施策を推進している。

このため、本計画に掲げる施策の推進においても、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を持って取り組んでいく。

※1 PDCAサイクル

Plan-Do-Check-Actionの略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

※2 持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goalsの略称。

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標のこと。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成される。

中標津町強靱化計画

令和 2 年 6 月発行

令和 4 年 6 月改訂

中標津町総務部企画課

〒086-1197 中標津町丸山 2 丁目 22 番地

TEL 0153-73-3111

FAX 0153-73-5333